

平成30年6月市議会定例会 財務部 議案説明資料

目次

[条例案件]

1. 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件 …………… 1 頁

[承認案件]

2. 専決処分について承認を求める件

- (1) 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件 …………… 5 頁

1 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件

〔納税課〕

1 個人市民税の改正

(1) 個人所得課税の見直しに伴う改正

個人所得課税について、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除を、同額引上げる見直しが行われるため、給与収入及び公的年金等の収入換算で、非課税となる要件が変わらないよう、前年の合計所得金額を基準とする非課税限度額を次のように改正するもの。

ア 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の非課税限度額の引上げ

前年の合計所得金額を「125万円以下」から「135万円以下」に引上げる。

イ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ

均等割及び所得割の非課税限度額について、10万円引き上げる。

(2) 基礎控除及び調整控除に所得要件を創設

前年の合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については、基礎控除及び調整控除を適用しないこととする。

適用時期：平成33年度分以降の個人市民税に適用

(条例第16条、第21条、第24条、附則第12条関係)

[平成33年1月1日施行]

2 法人市民税の改正

法人市民税の申告について、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える内国法人等に対し納税申告書及び添付書類を、地方税関係手続用電子処理組織(eLTAX)を使用して提出することを義務付ける。

(条例第15条、第45条関係)

[平成32年4月1日施行]

3 固定資産税の改正

(1) 中小事業者等の設備投資を支援するための特例措置を追加

中小事業者等が「生産性向上特別措置法」に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した、同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を「0」とする。

適用期限：「生産性向上特別措置法」の施行の日から、平成33年3月31日までに取得された機械装置等に適用

(条例附則第20条関係)

[公布の日施行]

(2) 公害防止用設備（污水又は廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特例割合を「1/3」から「1/2」に改正する。

適用期限：平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した設備に適用

(条例附則第20条関係)

[公布の日施行]

(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特例割合を下表のとおり改正する。

対象設備	現行	発電規模	改正後
太陽光	2/3	1,000kw未満	1/2
		1,000kw以上	7/12
風力	2/3	20kw以上	1/2
		20kw未満	7/12
水力	1/2	5,000kw以上	1/2
		5,000kw未満	1/3
地熱	1/2	1,000kw未満	1/2
		1,000kw以上	1/3
バイオマス (20,000kw未満)	1/2	10,000kw以上	1/2
		20,000kw未満	
		10,000kw未満	1/3

適用期限：平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得した設備に適用

(条例附則第20条関係)

[公布の日施行]

4 市たばこ税の改正

(1) 税率の引上げ

平成30年10月1日から平成33年10月1日までに、3段階で税率を引上げる。

〈製造たばこの税率〉

(単位：千本あたり)

区 分	現 行	改 正 案		
		H30. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1
地方のたばこ税	6, 122 円	6, 622 円	7, 122 円	7, 622 円
道府県たばこ税	860 円	930 円	1, 000 円	1, 070 円
市町村たばこ税	5, 262 円	5, 692 円	6, 122 円	6, 552 円

(条例第105条関係)

[平成30年10月1日施行]

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し

現在、加熱式たばこについては、製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算して課税しているが、製品重量が軽いため、紙巻たばこと比べて税負担が低くなっている。

また、加熱式たばこの種類によって製品重量に差があるため、税負担が異なっているなど、課税の公平性の観点から、新たな課税方式へ見直すもの。

ア 喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を新設する。

イ 加熱式たばこの課税標準を次の(ア)及び(イ)の方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。

(ア) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の一定の物品の重量を除く)

0.4グラムを紙巻きたばこの0.5本に換算する方法

(イ) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこ1本の金額に相当する金額を

もって、紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ウ イの換算方法は、段階的に導入し、次の左欄に掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

現 行	現行の換算本数×1.0
H30. 10. 1 ～ 31. 9. 30	現行の換算本数×0.8+新換算本数 0.2
H31. 10. 1 ～ 32. 9. 30	現行の換算本数×0.6+新換算本数 0.4
H32. 10. 1 ～ 33. 9. 30	現行の換算本数×0.4+新換算本数 0.6
H33. 10. 1 ～ 34. 9. 30	現行の換算本数×0.2+新換算本数 0.8
H34. 10. 1 ～	新換算本数×1.0

※「現行の換算本数」とは、重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算する方法をいい、「新換算本数」とは、イの換算方法をいう。

(条例第104条関係)

[平成30年10月1日施行]

(3) 旧3級品紙巻たばこの特例税率の適用期間の延長

旧3級品の紙巻たばこの特例税率の適用期間について、「平成31年3月31日まで」を、「平成31年9月30日まで」とする。

(平成27年改正条例附則第5条関係)

[平成30年10月1日施行]

5 その他

地方税法の改正に伴い、その他所要の改正を行う。

2 専決処分について承認を求める件

(1) 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件（平成30年3月31日専決）

〔納税課〕

地方税法の改正に伴い、富山市市税条例の一部を改正するもの。

1 改正の内容

(1) 固定資産税・都市計画税について、宅地等及び農地の負担調整措置が、平成29年度までの期限となっているものを、3年間継続するもの。

(条例附則第22～24条、第27条、第44条、第45条、第47条関係)

<負担調整措置とは>

土地の固定資産税等については、課税の公平の観点から、地域や個々の土地による評価額に対する税負担の格差をなくすため、平成9年度以降、当該年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）の均衡化を図る調整措置が講じられている。

① 商業地等の宅地の場合（非住宅用地）

負担水準の区分	平成30年度の課税標準額
70%を超えるもの	平成30年度の評価額×70%まで引き下げ
60%以上70%以下のもの	平成29年度の課税標準額に据置
60%未満のもの	平成29年度の課税標準額+平成30年度の評価額×5% ただし、60%を上回る場合は60%の額とし、20%を下回る場合は20%とする。

$$\text{※ 負担水準 (\%)} = \frac{\text{平成29年度の課税標準額}}{\text{平成30年度の評価額}}$$

② 住宅用地の場合

負担水準の区分	平成30年度の課税標準額
100%を超えるもの	平成30年度評価額×住宅用地の特例率(1/6又は1/3)まで引き下げ
100%以下のもの	平成29年度課税標準額+平成30年度評価額×住宅用地の特例率(1/6又は1/3)×5% ただし、100%を上回る場合は100%の額とし、20%を下回る場合は20%とする。

$$\text{※ 負担水準(\%)} = \frac{\text{平成29年度の課税標準額}}{\text{平成30年度の評価額} \times \text{住宅用地の特例率}(1/6 \text{ 又は } 1/3)}$$

③ 農地の場合

負担水準の区分	平成30年度の課税標準額
90%以上のもの	平成29年度の課税標準額×1.025 ただし、100%を超える場合は、100%まで引き下げ
80%以上90%未満のもの	平成29年度の課税標準額×1.05
70%以上80%未満のもの	平成29年度の課税標準額×1.075
70%未満のもの	平成29年度の課税標準額×1.10

$$\text{※ 負担水準(\%)} = \frac{\text{平成29年度の課税標準額}}{\text{平成30年度の評価額}}$$

$$\text{※ 負担水準(\%)} = \frac{\text{平成29年度の課税標準額}}{\text{平成30年度の評価額} \times 1/3} \quad (\text{市街化区域農地の場合})$$

(2) 地方税法の改正に伴い、その他所要の改正を行う。

2 施行期日 平成30年4月1日